

◆鶏卵公正取引協議会へ加入しませんか。

- (1) 鶏卵の表示に関する公正競争規約は、景品表示法等の法律では規定できない鶏卵業界の特性を踏まえた表示の具体的な記載方法をきめ細かく定めています。
消費者庁及び公正取引委員会から認定を受けた公正競争規約を遵守している限り景品表示法やその他の関係法令に違反することはなく、コンプライアンスを確保することができます。
- (2) 景品表示法第 26 条に基づく「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置の指針」(平成 26 年 1 1 月)においては、公正競争規約を遵守するために必要な措置を講じている事業者は、新たに特段の措置を講じることが求められるものではないとされており、公正競争規約はコンプライアンスの重要な役割を担っており、公正取引協議会に参加し、遵守していれば、特段の管理上の措置を求められません。
- (3) 会員は、公正マークを使用することが可能となり、消費者、流通業者に信頼される商品として販売促進が期待されます。
- (4) 関係官庁と密に連絡することにより、消費者庁などからの情報を入手することができます。
- (5) 相談窓口を設けており、景品表示法や食品表示法等に関する諸問題について相談窓口を利用できます。